

街頭営業適正化共同指導協定書

[目 的]

第 1 条 個人タクシーの街頭営業における適正化をはかり、利用者からの信頼性向上を目指し共同して適正化指導を行うことを目的として、(社)東京都個人タクシー協会(以下「協会」という)、東京都個人タクシー協同組合(以下「東個協」という)、日個連東京都営業協同組合(以下「都営協」という)は、本協定を締結する。

[相互通知]

第 2 条 苦情・違法行為・不適正営業等の申告・通報が協会になされたとき、協会は「街頭営業適正化指導規程」(以下「協会指導規程」という)に基づき東個協、都営協、に通知する。なお協会指導規程による改善措置に従わないものに対しては、指導不服従行為として通知するものとする。

[改善指導等]

第 3 条 前条により通知をうけた東個協、都営協は、それぞれの団体の定めに基づき、改善指導等の措置をとるものとする。なお措置後速やかに協会あて報告すること。

[申告・通報]

第 4 条 対処事案となる申告・通報は、申告者・通報者名等が明らかなものであること。

[雑 則]

第 5 条 本協定に定めのない事項については、三者による協議によって対処するものとする。

2 本協定は、それぞれの団体において承認を受け調印したときから発効する。

平成 1 6 年 2 月 2 0 日

社団法人 東京都個人タクシー協会
会 長 原 勇

東京都個人タクシー協同組合
理事長 原 勇

日個連東京都営業協同組合
理事長 大 原 昭 八